

溪流ヴィラITSUKI 宿泊約款

適用範囲

第1条

1. 当ヴィラが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、日本国の法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ヴィラが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申込み

第2条

1. 当ヴィラに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ヴィラに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び電話番号(又は携帯番号)
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ヴィラが必要と認める事項。
2. 宿泊客が宿泊中に前項の第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ヴィラは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当ヴィラが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ヴィラが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(2日を超えるときは2日間)の基本宿泊料を限度として当ヴィラが定める申込金を当ヴィラが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第15条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項規定により当ヴィラが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金

の支払期日を指定するに当たり、当ヴィラがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ヴィラは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ヴィラが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) その他、支配人が不適當であると認めるとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ヴィラに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ヴィラは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ヴィラが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ヴィラ第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ヴィラが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ヴィラは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ヴィラの契約解除権

第7条

1. 当ヴィラは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められたとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) その他、支配人が不適當であると認めるとき。
 - (8) 消防用設備に対するいたずら、その他当ヴィラが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ヴィラが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が
いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ヴィラのウェルカムラウンジ（レセプション）において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号（携帯電話の番号）と職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号(passport no)、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ヴィラが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当ヴィラの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発時を除き、終日使用することができます。又、宿泊プラン等の条件でかわる場合もあります。

利用規則の遵守

第10条

1. 宿泊者は当ヴィラ内においては、当ヴィラが定めて当ヴィラ内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当ヴィラの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内致します。

(1) ウェルカムラウンジ等の営業時間

イ、 午前 07：00 ～ 午後 11：00まで

(2) グリルMYOJIN営業時間

イ、朝食 午前 07：30 ～ 午前 09：30まで

ロ、昼食 午前 11：30 ～ 午後 2：30まで

ハ、夕食 午後 6：00 ～ 午後 9：00まで

(3) 付帯サービス施設時間

イ、森のあそび場 午前 8：00 ～ 午後5：00まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 料金のお支払いは、ご到着の際とさせていただきます。宿泊料金等の支払いは通貨、又は当ヴィラが認めたクレジットカードとさせていただきます。(クーポン券、小切手、一括会社請求、売掛、後日精算による取引は取り扱っておりません。)
- (1) 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
- (2) 飲食代等の追加や各種アクティビティをご利用の際の料金は、サービスをご利用の際、又はご出発時にお支払いいただきます。

当ヴィラの責任

第13条

1. 当ヴィラの宿泊に関する責任は、宿泊者がウェルカムラウンジにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊者が出発(チェックアウト)した時に終わります。
 - (1) 宿泊者が滞在時には、火災等の緊急時を除き、客室内に係員は入室いたしません。
 - (2) 客室の各種設備、備品類において、故障、不良等が生じた場合は可能な範囲内で代用品のお渡し、又は別の客室をご用意いたします。
 - (3) 当ヴィラの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供が出来なくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料金は頂きません。
 - (4) 当ヴィラの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して

客室の提供が出来なくなった場合については前項の対象外として当ヴィ
ラは責任を負いません。

(5) 宿泊者が当ヴィラに掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に
関しては当ヴィラはその責任を負いません。

(6) 宿泊者の貴重品のお預かりはいたしておりません。宿泊者ご自身で管理
していただきます。万一の紛失・盗難に対して当ヴィラは責任を負いかね
ますのでご注意ください。

(7) 当ヴィラ内インターネット回線は無料をご利用頂けますが、全ての状況で
接続を保障するものではありません。通信速度が遅い、あるいは接続が
出来ないという状況が発生した場合でも、当ヴィラでは、それに伴う損
害の保障はいたしかねます。

駐車場の責任

第14条

1. 宿泊客が当ヴィラの駐車場をご利用になる場合、当ヴィラは場所をお貸しす
るものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場の管理に当たり、当ヴィラの故意又は過失によって損害を与
えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第15条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ヴィラが損害を被ったときは、当該宿泊客
は当ヴィラに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客がヴィラ客室の鍵を紛失された場合には、鍵紛失代の弁償金として
15,000円(税込)を申し受けます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 容			
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 + 朝夕食等の飲食料)			
		② サービス料 (① x 10%)			
	追加料金	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く)			
		④ サービス料 (③ x 10%)			
		⑤ 付帯施設の使用料金			
	税金	イ 消費税			

- 備考 1 基本宿泊料金は、レセプション・パンフレットに掲示する料金表によります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、子供用食事と寝具を提供した時は、9,000円(税別)～11,000円(税別)、食事のみを提供した時は6,000円(税別)をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児(小学生未満)については無料といたします。食事のみを提供する時は、2,500円(税別)をいただきます。

別表第2 違約金申し受け規定 (第6条第2項関係)

取り消し人数	不 泊	取り消し受付日		
		当 日	前 日	2日前
一般(14名以下)	100%	80%	50%	—
団体(15名以上)	100%	80%	50%	30%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を取受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数)が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。